

事 務 連 絡

平成31年 4 月24日

各地方公共団体

地域再生担当者 各位

内閣府地方創生推進事務局

第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定
申請受付について（通知）

要旨

- 1 第52回及び第53回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 第52回認定の概要は次のとおりです。
 - ・ 対象事業は、別添 1 の「5 月に認定申請可能な支援措置」欄で申請可能としている支援措置（地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地域再生エリアマネジメント負担金制度・商店街活性化促進事業計画に基づく措置・地域雇用活性化推進事業以外の支援措置）※を活用する事業です。
 - ※ 地方創生応援税制にあっては、地方創生応援税制のみを活用するもの及び交付金と併用するもののうち、変更認定申請において、交付金に係る部分の変更を行わない又は交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合が対象となります。
 - ・ 事前相談を、4 月24日（水）から 5 月13日（月）まで受け付けます。
 - ・ 認定申請を、5 月20日（月）から 5 月24日（金）まで受け付けます。
- 3 第53回認定の概要は次のとおりです。
 - ・ 対象事業は、別添 1 の「6 月に認定申請可能な支援措置」欄で申請可能としている支援措置（地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用※・地域再生エリアマネジメント負担金制度・商店街活性化促進事業計画に基づく措置・地域雇用活性化推進事業）を活用する事業です。
 - ※ 変更認定申請において、交付金に係る部分の変更を行わない又は交付金に係る変更交

付申請書の提出を要しない変更を行う場合は対象外です（第52回認定の対象となります。）。

- ・ 事前相談を、4月24日（水）から5月24日（金）まで受け付けます。
- ・ 認定申請を、6月10日（月）から6月14日（金）まで受け付けます。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。

なお、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請については、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第53回地域再生計画認定申請受付）（通知）（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

記

1 受付を行う地域再生計画

(1) 第52回認定（5月認定申請 その他支援措置事業）

第52回認定では、別添1の「5月に認定申請可能な支援措置」欄で申請可能としている支援措置※を活用する事業（以下「その他支援措置事業」という。）に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

※ 次に掲げる支援措置以外の支援措置

- ・ 地方創生推進交付金
- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用するもの（変更認定申請において、地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る

部分の変更を行わない又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合を除く。)

- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度
- ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく措置
- ・ 地域雇用活性化推進事業

地方創生推進交付金等を活用する事業に係る地域再生計画は、受付の対象となりませんので御注意ください（**第53回認定の対象となります。**）。

なお、地方創生応援税制に係る地域再生計画の変更については、総事業費の2割以内の増減等の軽微な変更であれば、変更認定申請は不要です（軽微な変更として御報告ください。）。詳細は、5及び地域再生計画認定申請マニュアル総論（平成31年4月24日一部改正）9頁を御参照ください。

(2) 第53回認定（**6月認定申請 推進交付金事業等**）

第53回認定では、別添1の「**6月**に認定申請可能な支援措置」欄で申請可能としている支援措置※を活用する事業（以下「推進交付金事業等」という。）に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

※ 次に掲げる支援措置

- ・ 地方創生推進交付金
- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 地方創生応援税制
- ・ 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用するもの
(変更認定申請において、地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る部分の変更を行わない又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合を除く。)
- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度
- ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく措置
- ・ 地域雇用活性化推進事業

なお、地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の変更については、総事業費の2割以内の増減等の軽微な変更であれば、変更認定申請は不要です（軽微な変更として御報告ください。）。詳細は、5及び地域再生

計画認定申請マニュアル総論 9 頁を御参照ください。

(3) 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する事業に係る地域再生計画の認定申請の取扱いについて

地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する事業に係る地域再生計画については、①認定申請の新規・変更の別、②変更認定申請の場合にあっては変更の内容によって認定回が異なります。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する事業に係る地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、別紙フロー図に従い、認定申請を行ってください。

なお、認定申請の新規・変更の別又は変更の内容による認定回は、次のとおりです。

○ 新規認定申請の場合・・・第53回

○ 変更認定申請の場合

◆ 変更する地域再生計画に記載された地域再生を図る事業が地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を活用する事業である場合

● 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を活用する事業について、変更を行わない又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を行う場合・・・第52回

<変更交付申請の提出を要しない変更（地方創生推進交付金）>

事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合

- ① 事業費の 2 割以内の減額
- ② 実施計画の経費内容に記載されている各要素事業の 2 割以内の流用（要素事業については別途発出している事務連絡「2019年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）（第 2 回）に係る実施計画等の作成及び提出について（平成31年 4 月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」別添 8 参照）
- ③ 事業費に変更がない文言その他の記載内容等の変更

<変更交付申請の提出を要しない変更（地方創生拠点整備交付金）>

交付対象事業の目的等に関係がない施設整備計画の細部の変更

- 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を活用する事業に係る変更（地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る変更交付申請書の提出を要しない変更を除く。）を行う場合・・・第53回
- ◆ 変更する地域再生計画に記載された地域再生を図る事業が地方創生応援税制を活用する事業である場合・・・第53回

2 受付期間等

(1) 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、3及び4を御確認ください。

[受付期間等]

認定回	第52回	第53回
対象事業	その他支援措置事業	推進交付金事業等
事前相談期間	4月24日（水）～ 5月13日（月）17時	4月24日（水）～ 5月24日（金）17時
認定申請受付期間	5月20日（月）～ 5月24日（金）17時	6月10日（月）～ 6月14日（金）17時
認定時期	7月上旬	8月中旬

認定申請受付時期の違いから、その他支援措置事業に係る地域再生計画（第52回認定）と、推進交付金事業等に係る地域再生計画（第53回認定）の認定時期は異なります。このため、支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の作成に当たっては、(2)に御注意ください。

なお、地方創生推進交付金に係る実施計画又は地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画の提出等については、別途発出している以下の事務連絡を御確認ください。

- ・ 2019年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）（第2回）に係る実施計画等の作成及び提出について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

- ・ 地方創生拠点整備交付金の第2回募集の実施について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 地方創生拠点整備交付金（第2回募集）に係る施設整備計画等（基金事業分）の作成及び提出について（依頼）（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

（2）支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、実施する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用する事業が相互に密接に関連するときは、同一の地域再生計画に当該事業を盛り込むことができます。ただし、地方創生推進交付金を活用する事業と生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する事業等、認定申請受付時期が異なる支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に盛り込むことは、原則としてできません。活用する支援措置の組合せによっては、支援措置ごとに別々の地域再生計画を作成する必要がある場合がありますので、御注意ください。

複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局（問合せ先は本事務連絡20頁御参照）までお問合せください。

3 事前相談

認定申請に先立ち、活用する支援措置ごとに、次のとおり事前相談を受け付けます。事前相談に際しては、（3）のとおり提出書類を定めていますが、地方創生応援税制のみ又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用を活用しようとする場合については、例えば、事業化の検討過程であり事業の内容が確定していない場合等、提出ができない場合であっても受け付けます。これらの支援措置の活用を検討されている地方公共団体におかれましては、積極的に御相談ください。

なお、活用する支援措置によっては事前相談が必須であるものがありますので、ご注意ください※。

※ 事前相談が必須である支援措置を活用する事業に係る地域再生計画が、事前相談を経ずに

認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

(1) 事前相談の有無及び事前相談期間

活用する支援措置ごとの事前相談の有無等は、次のとおりです。

[支援措置ごとの事前相談の有無等]

認定回	第52回		第53回		
活用する 支援措置	地方創生応援税制	対象となる 支援措置※1 のうち、左 欄以外のもの	・ 地方創生推進交付金※2 ・ 地方創生拠点整備交付金※2	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	対象となる 支援措置※3 のうち、左 2 欄以外の 支援措置
事前相談の有無	任意	必須	なし	任意	必須
事前相談 期間	4 月24日（水）～ 5 月13日（月）17時			4 月24日（水）～ 5 月24日（金）17時	

※1 別添1の「**5月**に認定申請可能な支援措置」欄で申請可能としている支援措置

※2 地方創生応援税制と併用する場合を除く。

※3 別添1の「**6月**に認定申請可能な支援措置」欄で申請可能としている支援措置

地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する事業を記載する地域再生計画については、事前相談を行いません。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事前相談については、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。

- ・ 2019年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）（第2回）に係る実施計画等の作成及び提出について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 地方創生拠点整備交付金の第2回募集の実施について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

- ・ 地方創生拠点整備交付金（第2回募集）に係る施設整備計画等（基金事業分）の作成及び提出について（依頼）（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画の素案を作成してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）（平成31年4月24日一部改正）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画の素案を作成してください。

なお、地方創生応援税制のみ又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用を活用しようとする場合は、例えば、事業化の検討過程であり事業の内容が確定していない場合等で地域再生計画の素案の作成ができないときであっても、事業検討資料等の事前相談時点での検討状況が確認できるものを提出いただくことで差支えありません。また、当該資料等がない場合等であっても、事前相談を受け付けますので、積極的に事前相談を御活用ください。

次の地域再生計画の素案を作成する場合は、それぞれ掲げる本事務連絡別添を必ず御参照ください。

- 地方創生応援税制のみを活用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添4
- 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制を併用する場合
 - ・ 新規認定申請・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添5
 - ・ 変更認定申請・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添6

また、地方創生推進交付金及び地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）又は商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（商店街活性化促進事業）に関する事項が同一の地域再生計画に併記されている場合は、地方創生推進交付金の申請事業数の上限について弾力的な取扱いを行うこととしております。詳細は、以下の事務連絡を御確認ください。

- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度及び商店街活性化促進事業に係る2019年度地方創生推進交付金（第2回）の活用について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(3) 事前相談の実施

事前相談は、原則として、次の表に掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（事前相談期間は(1)のとおり。）。

提出データの様式は、認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画については、軽微な変更（5及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）9頁御参照）を除き、事前相談を行ってください。

また、(2)のとおり、地方創生応援税制のみ又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用を活用しようとする場合は、例えば、事業化の検討過程であり事業の内容が確定していない場合等で次の表に掲げる提出データを提出できなくとも、事前相談を受け付けますので、積極的に御活用ください。

[事前相談における提出データ等]

認定回	活用する支援措置	提出データ	様式	提出先
第52回	1	2から4まで以外の支援措置	① 地域再生計画案	申請様式04_05
		(変更の場合のみ)	申請様式03	
	2	② 新旧対照表		
		②	1 参照	e.chiiki@cao.go.jp
		③ 地域再生計画案	申請様式04_03	及び
		④ 企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式08	kigyou-furusato@cas.go.jp

			⑤ 地域再生計画作成チェックシート	申請様式09	
	3	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	②及び④	1 及び 2 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び
			⑥ 地域再生計画案	申請様式04_04	kigyou- furusato@cas. go. jp
			⑦ 地方創生推進交付金実施計画（写）又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画（写）	今回申請するもの	
	4	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	①及び②	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び
			⑧ 生涯活躍のまち事前相談様式	申請様式11	nihonban- ccrc. n2c@cas. go. jp
第53回	5	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	3に同じ。	3に同じ。	3に同じ。
	6	地域再生エリアマネジメント負担金制度	①及び②	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び
			⑨ 地域再生エリアマネジメント負担金制度事前相談様式	申請様式10	e. area- management1@cao. go. jp
	7	商店街活性	①及び②	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp

		化促進事業 計画に基づく 特例			及び shoutengai@cao.go.jp
	8	5から7ま で以外の支 援措置	1に同じ。	1に同じ。	1に同じ。

(4) 事前相談に当たっての留意事項

ア 地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する場合（第52回認定）

地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、(3) による事前相談を実施する前に、下記連絡先まで必ず相談をしてください。

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課内）

TEL：03-3501-0645

E-mail：kyotennzei@meti.go.jp

イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

【メール件名】

認定回	活用する支援措置	申請区分	メール件名
第52回	1 地方創生応援税制 のみ	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画

	2	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	変更	【事前相談】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
	3	1 及び 2 以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
			変更	【事前相談】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
第53回	4	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	新規	【事前相談】【併用（新規）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
			変更	【事前相談】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
	5	4 以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
			変更	【事前相談】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、＜1/2＞等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例） 2分割する場合

【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画＜1/2＞

エ データ送付方法

ファイル転送サービス（宅ふぁいる便等）については、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（5 及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）9 頁御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

なお、活用する支援措置ごとに認定回が異なりますので、御注意ください。地方創生推進交付金を活用する事業（第53回認定）と生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する事業（第52回認定）等、認定申請受付時期が異なる支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に盛り込むことは、原則としてできません（2 の(2) 御参照）。

(1) 認定申請受付期間

認定回	第52回	第53回
対象事業	その他支援措置事業	推進交付金事業等
認定申請受付期間	5 月20日（月）～ 5 月24日（金）17時	6 月10日（月）～ 6 月14日（金）17時
認定時期	7 月上旬	8 月中旬

(2) 認定の申請

ア 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める本事務連絡別添を必ず御参照ください。

- 地方創生推進交付金のみを活用する場合 別添 2
- 地方創生拠点整備交付金のみを活用する場合 別添 3
- 地方創生応援税制のみを活用する場合 別添 4
- 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合
 - ・ 新規認定申請 別添 5
 - ・ 変更認定申請 別添 6

イ 認定申請

認定申請は、(1) の期間中に、次の表に掲げる書類の電子データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください。ただし、②については、原本を別途郵送してください。

なお、活用する支援措置によっては次の表に掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認ください。

申請様式は認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

[認定申請における申請書類等]

認定回	活用する支援措置	申請書類	様式	申請先
第52回	1 2から4まで以外の支援措置	① 基礎データ表ver24	申請様式01	e.chiiki@cao.go.jp
		② 地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	②については、 ・押印済PDFデータの上記メールアドレスへの送付 ・原本の次の宛先への郵送 を併せて行うこと。 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階 内閣府地方創生推進事務局（地域再生計画認定担当）
		（変更の場合のみ）	申請様式03	
		③ 新旧対照表		
		④ 区域の図面	申請様式05_01及び05_02	
		⑤ 工程表及びその内容を説明した文章	申請様式06	

			⑥ 地域再生計画	申請様式 04_05	※ 封筒に「地域再生計画申請書在中」と朱書すること。
	2	地方創生応援税制のみ	①から⑤まで	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び kigyou- furusato@cas. go. jp
			⑦ 地域再生計画	申請様式 04_03	
			⑧ 地方版総合戦略の該当箇所抜粋（写）	貴団体作成のもの	
			⑨ 予算書の抜粋（写）	貴団体作成のもの	
			⑩ 企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式08	
			⑪ 地域再生計画作成チェックシート	申請様式09	
	3	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	①から⑤まで及び⑧から⑩まで	1 及び 2 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び kigyou- furusato@cas. go. jp
			⑫ 地域再生計画	申請様式 04_04	
			⑬ 地方創生推進交付金実施計画（写）又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計	今回申請するもの	

			画（写）		
	4	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	①から⑥まで	1 参照	e.chiiki@cao.go.jp 及び nihonban-ccrc.n2c@cas.go.jp
第53回	5	6から9まで以外の支援措置	1に同じ。	1 参照	e.chiiki@cao.go.jp
	6	地方創生推進交付金のみ	①から⑤まで及び⑧	1 及び 2 参照	e.chiiki@cao.go.jp
			⑭ 地域再生計画	申請様式 04_01	
			⑮ 地方創生推進交付金実施計画（写）	今回申請するもの	
	7	地方創生拠点整備交付金のみ	①から⑤まで及び⑧	1 及び 2 参照	e.chiiki@cao.go.jp
			⑯ 地域再生計画	申請様式 04_02	
			⑰ 地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画（写）	今回申請するもの	
	8	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方	3に同じ。	3に同じ。	3に同じ。

		創生応援税制の併用			
	9	地域再生エリアマネジメント負担金制度	①から⑥まで	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び e. area- management1@cao. go. jp
	10	商店街活性化促進事業計画に基づく特例	①から⑥まで	1 参照	e. chiiki@cao. go. jp 及び shoutengai@cao. go. jp

(3) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合は、代表団体でとりまとめた上、代表団体が認定申請書等を送付してください。

イ メール件名

認定申請のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

認定回	活用する支援措置	申請区分	メール件名
第52回	1 地方創生応援税制のみ	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画

	2	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	変更	【正式提出】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
	3	1 及び 2 以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
			変更	【正式提出】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第52回地域再生計画
第53回	4	地方創生推進交付金のみ	新規	【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
			変更	【正式提出】【推進（変更）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
	5	地方創生拠点整備交付金のみ	新規	【正式提出】【拠点整備（新規）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
			変更	【正式提出】【拠点整備（変更）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
	6	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用	新規	【正式提出】【併用（新規）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
			変更	【正式提出】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
	7	4 から 6 まで以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画
			変更	【正式提出】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第53回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、＜1/2＞等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することの

ないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【正式提出】 【推進（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第53回地域再生計画<1/2>

ウ データ送付方法

ファイル転送サービス（宅ふぁいる便等）については、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

エ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 24」と記載してある最新のものを使用してください（ver. 24以前のものは受け付けることができません。）。

5 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業や地方創生応援税制事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

6 その他

認定地域再生計画で設定したK P Iについては、計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、地方公共団体におかれても、中間目標によって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、K P Iの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば上記の事前相談と併せて御相談ください。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

【添付資料】

- ・ 別添 1 認定申請可能な支援措置一覧
- ・ 別添 2 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【推進交付金のみ】
- ・ 別添 3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【拠点整備交付金のみ】
- ・ 別添 4 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【応援税制のみ】
- ・ 別添 5 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【推進交付金・応援税制併用（新規）】
- ・ 別添 6 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【推進交付金・応援税制併用（変更）】
- ・ 別添 7 地域再生計画の記載イメージ（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- ・ 別添 8 地域再生計画の記載イメージ（商店街活性化促進事業）
- ・ 別添 9 地域再生計画の記載イメージ（生涯活躍のまち）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式

< 参照条文等 >

○地域再生法（平成17年法律第24号） （抄）

（地域再生計画の認定）

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～18 （略）

（認定地域再生計画の変更）

第7条 地方公共団体は、第5条第15項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 （略）

○地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号） （抄）

（法第7条第1項の内閣府令で定める軽微な変更）

第11条 法第7条第1項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- 三 前2号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

次のフローに従った認定回において認定申請を行ってください。

